

燕市告示第 4 1 6 号

燕市農地利用効率化等支援交付金事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 5 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市農地利用効率化等支援交付金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域農業の担い手の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等を支援するため、国が定める農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付金実施要綱」という。)、新潟県農地利用効率化等支援交付金交付要綱(令和 4 年 6 月 8 日付け地農第 345 号農林水産部長通知)及び新潟県における農地利用効率化等支援交付金の実施について(令和 4 年 6 月 8 日付け地農第 345 号農林水産部長通知)に基づき燕市農地利用効率化等支援交付金事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成 18 年燕市規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第 2 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)その他の関係法令に違反している者及び当該者が構成員に含まれる団体

(3) 燕市暴力団排除条例(平成 24 年燕市条例第 2 号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(4) その他市長が不適當と認める者

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額については、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(規則様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査の上、その可否を決定し、補助金交付決定通知書(規則様式第 2 号)又は補助金不交付決定通知書(規則様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合

は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合(交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第 1 項の処分をしたときは、補助金交付決定取消通知書(規則様式第 10 号)により速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

(事業の着工)

第 7 条 補助対象事業の着工は、国の交付金実施要綱等に基づき、第 5 条の交付決定後に行うものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、交付決定前着工届(様式第 1 号)を市長に提出した場合であって緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、交付決定前に着工できるものとする。

(実績報告等)

第 8 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 10 条に規定する実績報告書(規則様式第 7 号)を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した者は、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請したものは、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第 2 号)により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及び当該決定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 11 条に規定する確定通知書(規則様式第 8 号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 10 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 13 条に規定する補助金交付請求書(規則様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 11 条 市長は、規則第 14 条に定めるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、交付の決定の取消しが前条第 2 号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 交付決定者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助対象事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第 13 条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(帳簿等の備付け)

第 14 条 交付決定者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び財産管理台帳(様式第 3 号)を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び台帳は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで保存しなければならない。

(目標達成状況の報告等)

第 15 条 交付決定者は、支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、市が作成した支援計画に定められた成果目標の達成状況を国の交付金実施要綱等に定める事業遂行状況報告により市長に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 2 条、第 3 条関係)

大区分	小区分	補 助 対 象 者	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費	補助金の額
1 融 資 主 体 支 援 タ イ プ	融 資 主 体 型 補 助 事 業	国 の 実 施 要 綱 別 記 I の 第 1 の 3 の(1) の ア に 掲 げ る 助 成 対 象 者	国 の 実 施 要 綱 別 表 1 の メ ニ ュ ー の 欄 の 1 の(1) に 掲 げ る 事 業	国 の 実 施 要 綱 別 表 1 の メ ニ ュ ー の 欄 の 1 の(1) に 掲 げ る 事 業 に 要 す る 経 費	次に掲げる もののうち 最も低い額 とする。 (1) 交付対 象となる経 費に10分の3 を乗じて得 た額

					(2) 交付対象となる経費のうち融資額 (3) 交付対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額
2 地域農業構造転換支援タイプ	地域農業構造転換型補助事業	国の実施要綱別記Ⅱの第1の3のAに掲げる者	国の実施要綱別表1のメニューの欄に定める2に掲げる事業	国の実施要綱別表1のメニューの欄に定める2に掲げる事業に要する経費	購入の場合、次に掲げるもののうち、いずれか低い額とし、リース導入の場合はリース物件購入価格に7分の3を乗じて得た額とする。 (1) 交付対象となる経費に10分の3

【総務課審査済】

					を乗じて得た額 (2) 交付対象となる経費から地方公共団体等による助成額を控除して得た額
--	--	--	--	--	---

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

燕市長 様

経営体名

代表者氏名

交付決定前着工届

年度燕市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 対象事業として交付決定されなかった場合、事業費は自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 3 補助金交付決定を受けた補助金額が補助申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 4 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別 添

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

燕市長 様

経営体名

代表者氏名

消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、燕市農地利用効率化等支援交付金事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |
| 5 | 添付書類(補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分) | | |
| | (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの) | | |
| | (2) 消費税確定申告書付表 2 | | |
| | (3) 3 の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること) | | |
| | (4) 補助対象者が消費税法に定める法人等である場合、同法に規定する特定収入の割合を確認できる資料 | | |
| | (5) その他参考となる資料 | | |

様式第 3 号(第 14 条関係)

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名

事業実施年度					事業名	燕市農地利用効率化等支援交付金事業補助金（ ）							
事業の内容			事業実施期間		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘 要
施設・機械名	型式等	設置場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
						補助金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 適用欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金の返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。